

シオノギファーマへの転籍面談では、提示条件を十分確認し、 納得するまで説明を求めるとともに家族や友人などと相談しよう。

いよいよ、この7月より新会社（シオノギファーマ）へ出向中の五〇歳以上の従業員に対して、会社側は転籍条件を提示する個人面談を行います。

転籍は、就業規則・労働協約にも示されているように本人の同意が必要です。従って、条件に納得がいかない人は、そのままシオノギ製薬に残って働き続けることは当たり前前の権利ですし、会社側が強制や圧力を掛けることは、コンプライアンス上認められません。

昨年9月の経営協議会報告では、転籍スキームとして「転籍後の総収入（給与・賞与）がほぼ見合うよう転籍加算金・加算調整金を退職一時金（会社都合）に加算する」となっています。個人面談では、算出方法が明確に示され、従業員にとって決して不利になっていないことをきちんと確認しましょう。

また、給与・賞与以外に今後の収入に大きく関わる退職金についても、しっかりと確認することが必要です。さらに、給与・賞与の減額により厚生年金の保険料も減って、現在問題になっている将来受け取る年金額が減る心配もあります。

その他、収入面だけでなく福利厚生も含めて、転籍することで条件が低下していないことも確認しましょう。

そして、わからないことや納得できないことがあれば、転籍に同意せず一旦保留とし、納得できるまで説明を求めるとともに、家族や友人などと相談しましょう。

困ったときはお気軽に
相談ください
日本共産党シオノギ製薬委員会
〒652-0811
神戸市兵庫区新開地3丁目4-20
尼崎連絡先 TEL:06-6482-6128
メールアドレス info@jcp-shionogi.jp
ホームページ <http://jcp-shionogi.jp/>

労働組合は、今からでも組合員の意見をしっかりと聞き、転籍に伴う総収入が変わらない保証を求め、その他の労働条件および福利厚生面など、現状より低下させないことを、会社側に確約させてください。

労働組合は、昨年4月の経営協議会報告で具体的な条件が出てから会社側と協議するとしていました。その後9月に会社側からの「転籍スキーム」提案を受け入れましたが、「まだ何も決まっていない」として組合員に対する具体的な報告・説明は全く行われていません。

今からでも遅くありません。ただちに会社側から転籍条件の具体的な内容を聞き、組合の立場で確認・検討し、組合員に説明してください。そして、組合員の意見をしっかりと聞いて、転籍に伴う総収入が変わらない保証を求めること、その他の労働条件および福利厚生面など、現状より低下させないことを、会社側に確約させてください。

今春の住宅手当解消問題で、組合員の中から、「会社からの提案をそのまま受け入れずに組合員の生活に影響の大きい内容は、組合員の意見をよく聞いてもらいたい、そして組合員が納得した状態で進めてほしい」など、多くの意見が執行部に出されたにも関わらず、会社の提案通りで合意されました。

今回の転籍問題に対してはそのようなことにならないように、組合執行部は、組合員の意見をしっかりと聞いて、労働組合としてきちんとその責任を果たすべきです。

皆さん、あきらめずに意見や声を一人でも、グループでも労働組合にあげていき、組合に動いてもらいましょう。

管理職や今回の転籍対象になっていない五〇歳未満の皆さんも、自分や家族の将来がかかっています、一緒に考えていきましょう。